

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行

(当日が休日に
当たるときは、
翌日)

目 次

◇条 例 鳥取県立社会福祉施設の設置及び管理に関する条例及び鳥取県営病院
事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例 (医務課)

公布された条例のあらまし

◇鳥取県立社会福祉施設の設置及び管理に関する条例及び鳥取県営病院事業の設置
等に関する条例の一部を改正する条例

- 一 県立皆生小児療育センター及び県立病院における入院時の食事療養に係る使
用料の額の算定は、食事療養の費用額算定表によることとした。
- 二 この条例は、平成六年十月一日から施行することとした。

条 例

鳥取県立社会福祉施設の設置及び管理に関する条例及び鳥取県営病院事業の設置等に
関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成六年九月十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県条例第二十六号

鳥取県立社会福祉施設の設置及び管理に関する条例及び鳥取県営病院事業の設置
等に関する条例の一部を改正する条例

(鳥取県立社会福祉施設の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第一条 鳥取県立社会福祉施設の設置及び管理に関する条例(昭和三十九年三月鳥取県
条例第十一号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「算定した額」の下に「及び平成六年厚生省告示第二三十七号
(入院時食事療養費に係る食事療養の費用の額の算定に関する基準)に基づき同告示
に定める食事療養の費用額算定表により算定した額」を加える。

(鳥取県営病院事業の設置等に関する条例の一部改正)

第一条 鳥取県営病院事業の設置等に関する条例(昭和三十九年三月鳥取県条例第十二
号)の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「相当する額」を「相当する額」及び平成六年厚生省告示第二三
十七号(入院時食事療養費に係る食事療養の費用の額の算定に関する基準)に基づ
き、同告示に定める食事療養の費用額算定表により算定した額()に改める。

附 則

この条例は、平成六年十月一日から施行する。